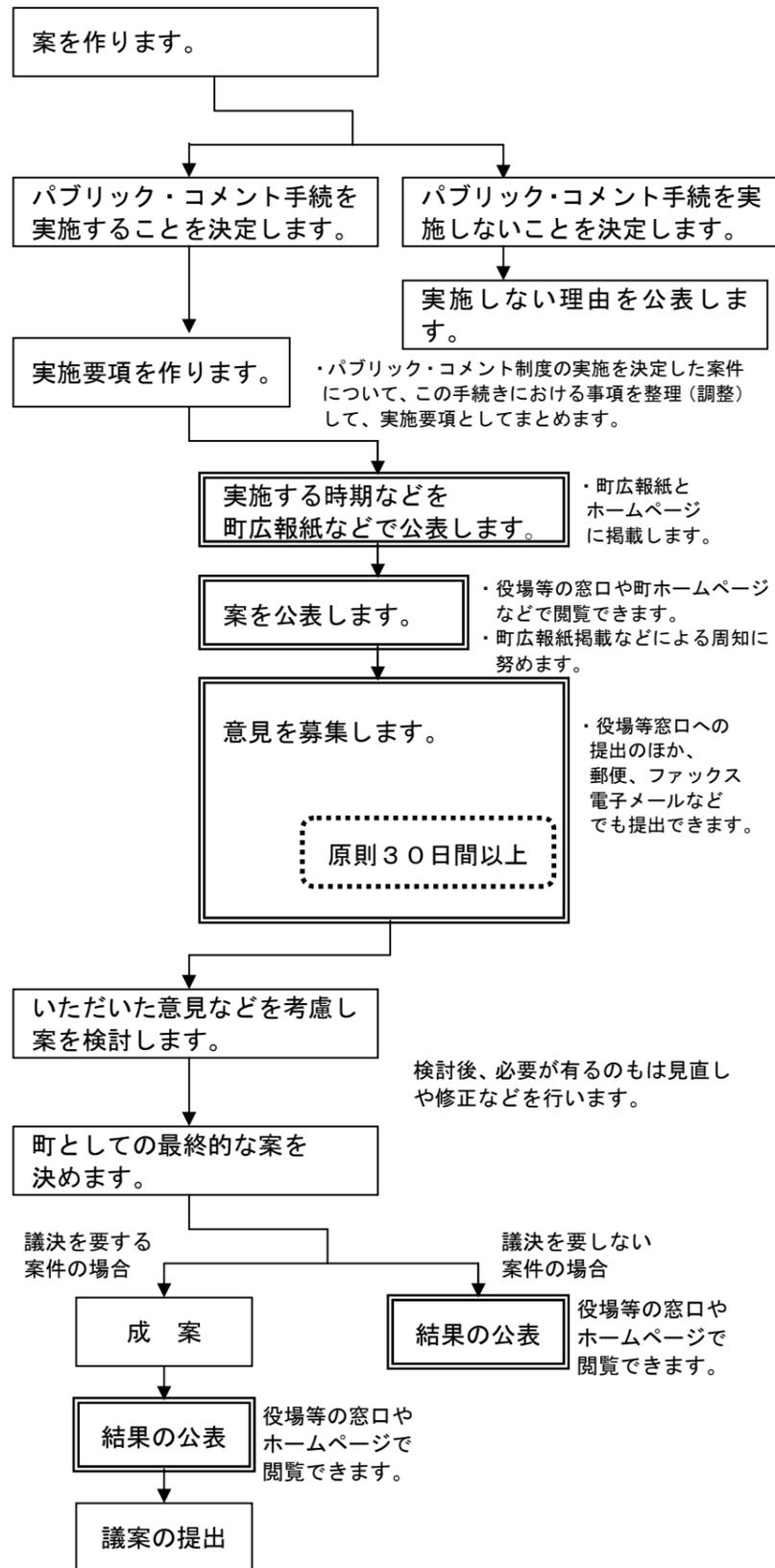


条例素案構成(案)

町の構想	理	前文	町の構想。条例制定の理由、必要性。
	理	目的・趣旨	条例制定の目的。
	理	定義	町民、協働などの言葉の意味。
	理	基本理念	協働、情報共有、住民参加の原則。心構えや姿勢。
	理	町民の権利・責務(役割)	町民自らの責任と役割を自覚し、積極的な参加。個人や団体の利益ではなく、町全体の利益を考慮することを基本。
	理	町の責務(役割)	町民自らまちづくりについて考え、行動できるよう①参加の機会の提供②情報の公開
協働 ・協働の推進 ・交流の場	理	協働の推進	町民及び町は相手を尊重、理解し役割を分担してまちづくりを行う。
	理	人づくり	町民及び町はまちづくりの担い手を発掘し、支援する。
	理	コミュニティの役割	地域の課題解決に取り組む。
	理	コミュニティ活動の推進・支援	町民は地域コミュニティ活動への理解を深め、自主的に参加。町はコミュニティを守り育てる。
	理	地域資源の活用	活動拠点整備に必要な環境づくり。
情報の共有	理	情報の提供	町民及び町は相互にまちづくりに関する情報を提供する。町民の権利及び利益を侵害しないように配慮する。
	理	説明責任	町は施策の計画、実施、評価にあたり、その内容をわかりやすく説明する。
	具	共有の方法	広報紙、ホームページ、地区懇談会、地区担当制など
住民参加	理	町政への参加	町政に参加する権利を保障し、参加の機会を確保する。
	具	参加の対象	基本構想、基本計画、住民生活に重大な影響を及ぼす条例、制度の制定改廃など。
	具	参加の時期	施策の企画立案から意志決定に至るまでの過程における適切な時期。
	具	参加の方法	パブリックコメント、審議会、公聴会など。
	具	提出された意見の取扱	提出された意見を総合的かつ多面的に検討。提出された意見の内容の検討経過、検討結果とその理由の公表。
	具	公表の方法	広報紙、ホームページ、担当課窓口など。
	具	実施状況の公表	参加手続の実施予定や実施状況。
	具	制度の見直し	必要に応じ制度の見直し。

パブリック・コメント手続（案）の流れ



□ は、町民の皆さんに触れる手続きです。
□ は、行政内部の手続きです。

パブリック・コメント手続（案）

◇対象範囲

基本的に住民生活や事業活動に直接かつ大きな影響を与えるもので、町内全域又は全町民等を対象とする計画や条例など

- ① 町政の基本的な制度を定める条例
- ② 町民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（ただし、町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項を除く）
- ③ 町の基本的な施策を定める方針・計画・指針などの策定又は改正の案
- ④ 町の基本的な方向性を定める憲章、宣言等の策定又は改定の案
- ⑤ 重要な町の施設の設置に関する方針及び計画
- ⑥ 条例中に当該条例の施行後一定期間を経過した時点で条例の見直しを行う旨を規定している場合において、見直しを行った結果、条例を改正しないこととする決定
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要であると認めるもの

◇時期

- ① 施策等の案の策定前
- ② 施策等の案の策定中
- ③ 施策等の最終的な意志決定を行う前
- ④ 施策等の施行後に運用状況について

◇実施機関・対象者

実施機関：町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会

対象者：町民等（在住者、在勤者、在学者、在事務所・事業所、納税義務者、左記に該当するもので構成される団体、直接的利害関係者）

◇対象の適用除外

パブリック・コメントを実施しないことができる場合（※パブリック・コメント手続を実施しなかった場合、その理由を公表する）

- ① 迅速又は緊急を要するもの
- ② 施策等の策定内容が軽微なもの
- ③ 施策等の策定に関し、意見聴取の手続等が法令等により定められているもの
- ④ 施策等の策定に当たり、実施機関の裁量の余地がないと認められるもの
- ⑤ 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置される附属機関又はこれに準ずる機関において、パブリック・コメント制度に準じた手続きを経て策定した報告、答申等に基づき、施策等を決定するもの
- ⑥ 地方自治法第 74 条第 1 項の規定による直接請求に係るもの
- ⑦ 法令等の規定により意見提出の手続きが定められている政策等

◇事前予告

施策等の案やその目的・背景などを公表する前に、町広報紙やホームページに掲載するなどし、パブリック・コメント手続を実施する時期などを公表します

◇案の公表

施策等の案を公表する場合

- ① 施策等の案の目的や趣旨・背景、施策等の立案に際して整理した町の考え方や論点、町民等が施策等の案を理解するために必要な関連資料
- ② 町民等から資料の追加を求められた場合において、必要があると認めるときは、速やかに当該資料を補正し、又は追加資料を作成する
- ③ 意見等の提出先、提出方法、提出期限及び意見等の提出に必要な事項
- ④ あらかじめ相当の期間を設けて、町ホームページへの掲載、担当課の窓口、その他指定する場所での閲覧又は配布を基本とし、公表期間中には町広報紙やその他必要な方法で周知する

◇意見等の提出

施策等の案の公表の日から 30 日間以上の期間を意見等の提出（募集）期間とする。提出方法は、町が指定する場所への書面の提出、郵便、ファックス、電子メールなど

◇意見の取扱

- ① 町民等から提出された意見等を考慮して、施策等の意志決定を行うものとする
- ② 受け付けた意見等の概要、受け付けた意見等に対する町の考え方を公表する
- ③ 計画や条例などの案を修正して決定したときは、その修正の内容を公表する